

聖監告示第 2 号

地方自治法第199条第5項の規定により、財務監査を行った結果は次のとおりであるので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和6年11月1日

聖籠町監査委員 小林 勝治

聖籠町監査委員 中村恵美子

財務監査（備品監査）結果報告書

1 基準に準拠している旨

聖籠町監査基準に準拠して監査を実施

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく財務監査（備品監査）

3 監査の対象

総務課所管の備品

4 監査期日

令和6年10月4日（金）

5 監査の着眼点

- (1) 備品台帳が正確に整理され、備品の管理が適正に行われているか。
- (2) 備品として購入されたものが有効に使用されているか。

6 監査の実施内容

事前に提出された備品台帳に基づき、備品の管理状況等を総務課職員から聴取し、取得価格50万円以上の備品については、同課職員の立ち合いのもと、保管場所の現況を台帳と照合し確認した。

7 監査の結果

総務課所管の備品について、総務課長及び担当職員から聖籠町財務規則に基づき管理状況等を聴取したところ、当監査に先立ち、総務課が令和6年5月20日付「総務課所管備品の報告について（依頼）」により各部署に対し点検を依頼していた。

その結果、備品の有無、備品シールの剥離や劣化により文字が読み取れないもの、保管場所等の台帳との不一致等が多数把握されたため、これを機に備品台帳の整備を実施していた。なお、各部署照会後も所在不明等の備品があり、その原因の解明は不可能なことから、現在管理しているものを対象に、今後は、財務規則に基づき適正に管理することとしていた。

そこで、今後は次の点について、適切に実施されたい。

- ① 年に1回以上、備品台帳と備品の照合確認を行うこと
- ② 備品台帳に最終確認日を明記すること
- ③ 聖籠町財務規則第253条（物品の現在高報告等）に定める報告、通知を適切に実施すること。
- ④ 備品の保管場所によっては、不用品や廃棄すべき備品が散見されたことから、保管場所の整理整頓、不用品等の処分を早急に実施すること。

なお、取得価格 50 万円以上の備品については、保管場所、現況調査を実施した結果、適正に管理されており、有効に使用されているものと認められた。

(参考)

備品の管理については、聖籠町財務規則（平成 3 年 3 月 26 日規則第 3 号）第 10 章第 2 節物品（第 233 条以下）により、物品管理者である所管課長が当該規則に基づいて管理することになっている。